

## 学校法人日本女子大学と文京区との相互協力に関する協定

学校法人日本女子大学を甲とし、文京区を乙として、甲と乙は、相互の協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が学術研究の発展及び施策の充実のため相互協力し、もって人材の育成と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(相互協力)

第2条 前条の相互協力の事業は、次のとおりとする。

- (1) 学術研究の成果及び人材の提供
- (2) 施設の利用
- (3) 文京区地域防災計画に基づく災害応急対策業務
- (4) その他前条の目的を達成するため甲及び乙が必要があると認めたこと。

2 前項の事業の実施は、別に定める細目によるものとする。

(協定存続期間)

第3条 この協定の存続期間は、協定の締結の日から3年とする。

2 前項の期間満了の日の6か月前までに、甲乙いずれからも別段の意思表示がないときは、この協定の存続期間は1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成18年10月30日

東京都文京区目白台2丁目8番1号

甲 学校法人日本女子大学  
代表者 理事長

後藤 祥子

東京都文京区春日一丁目16番21号

乙 文京区  
代表者 区長

煙山 力